

本編

調査概要

1. 本調査の目的

我が国では、平成 15 年（2003 年）6 月の男女共同参画推進本部の決定により、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。」という目標の達成に向け、様々な取組みが行われてきた。平成 23 年版男女共同参画白書は、巻頭の特集編を「ポジティブ・アクションの推進—『2020 年 30%』に向けて—」とし、我が国における政治、行政、経済をはじめとする様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が十分ではなく、なお大きな課題となっているとしたうえで、諸外国におけるポジティブ・アクションの取組例を整理・解説するとともに、今後のポジティブ・アクションの推進についてのまとめを行っている。

また平成 27 年 8 月には、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定された。これにより、労働者 301 人以上の大企業は、平成 28 年 4 月 1 日までに、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析を行い、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・届出を行ったうえ、これらの情報を公表することが新たに義務づけられた。

また本県でも、「かながわ男女共同参画推進プラン（第 3 次）」の重点目標 1 を「政策・方針決定過程への女性の参画促進」と位置付け、企業などで管理職を目指す女性を支援する講座を開催するなどの施策を進めてきた。

そこで、この調査においては、我が国における女性の活躍をさらに推進し、特に政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、諸外国で広まっている「クオータ制（割当制）」について調査を行い、報告書により意識啓発に役立て、今後の男女共同参画社会実現に向けた施策推進の一助とし、この課題についての県民の関心を高めることとしたものである。

2. 本調査の手法

前半は、既に公表されている文献、資料及びデータ等を活用し、我が国及び本県の現状の分析、クオータ制についての整理、クオータ制採用国の事例紹介を行う（第 1 章・第 2 章）。後半は、クオータ制についての有識者からの寄稿及びインタビューの内容を紹介し（第 3 章）、クオータ制をめぐる諸課題等についてとりまとめを行う（第 4 章）。

第 1 章では、「我が国及び本県における政策・方針決定過程への女性の参画の現状」と題し、男女共同参画白書等から、我が国及び本県における政策・方針決定過程への

女性の参画の現状を把握する。特に我が国についての現状分析においては、世界経済フォーラムや列国議会同盟が集計し公表している、各国データ等を参考に、国際比較を合わせて行った。また章の最後には、地方議会における女性議員の状況として、各都道府県及び神奈川県内市町村議会における女性議員の現状を整理した。

第2章では、「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画の現状とクオータ制」と題し、政策・方針決定過程への女性の参画とクオータ制の関係、政治分野におけるクオータ制の分類、諸外国における導入状況、効果を整理した。また、クオータ制の導入事例として、ノルウェー、フランス及び韓国について、導入の経緯や効果等を整理した。

第3章では、クオータ制をはじめとするポジティブ・アクションについて研究され、発言実績の多い学識経験者をはじめ、女性運動に携わる有識者、また本県にゆかりの深い有識者に、寄稿又はインタビューの形で、クオータ制についてのご意見を伺った。なお男性の有識者へもインタビューを試みたが、今年度においては日程の都合等により実現しなかった。

第4章では、有識者による寄稿及びインタビューから見えてきた、クオータ制をめぐる諸課題等を整理し、県及び男女共同参画センターに求められることについて、（その1）としてとりまとめを行った。来年度、有識者への聞き取り等、引き続き調査研究を行い、さらに内容を深める予定である。

3. 調査期間

本調査は、平成27年度中に収集したデータ・資料等に基づいている。特に、第3章の有識者寄稿及びインタビューについては、平成27年10月から12月にかけて実施した。